

授業科目一覧（助産学専攻科）【4カリキュラム】

（令和4年4月1日以降入学者適用）

授業科目 科目コード		単位数	時間数		受胎 調節 科目
			必修	前期	
助産学 基礎 領域	S101 助産学概論	1	15		
	S102 性と生殖の形態機能	1	15		○
	S103 周産期医学	2	30		
	S104 新生児・乳幼児学	1	15		
	S105 生殖医療と生命倫理	1	15		○
	S106 国際助産活動論	1	15		
助産学 実践 領域	S107 助産診断・技術学Ⅰ	1	30		
	S108 助産診断・技術学Ⅱ	2	60		
	S109 助産診断・技術学Ⅲ	1	30		○
	S110 助産診断・技術特論	1	15		
	S111 周産期ハイリスクケア論	1	30		
	S112 統合ヘルスケア	1	30		
	S113 親子関係発達論	1	15		
	S114 子育て支援論	1	15		
	S115 ウィメンズヘルスケア	1	15		○
	S116 思春期ヘルスケア	1		15	○
	S117 助産管理	2	30		
	S118 助産学実習Ⅰ	3	135		○※1
	S119 助産学実習Ⅱ	8	360		○※1
	S120 助産学実習Ⅲ	1	45		○
	S121 助産学実習Ⅳ	1	45		
探究 領域	S122 助産学研究Ⅰ	1	15		
	S123 助産学研究Ⅱ	1	30		

【参考】修了に必要な単位数

授業科目の区分	修得単位数
	必修科目
助産学基礎領域	7
助産学実践領域	26
助産学探究領域	2
合計	35

【受胎調節実地指導員の資格取得について】

《受胎調節実地指導員とは》

母体保護法第15条に基づき、女性に対して厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導を業として行う者として、都道府県知事の指定を受けた者のことをいう。

《申請可能な条件》

助産師、保健師、看護師のいずれかの免許を有し、厚生労働省の定める基準に従って都道府県知事の認定する講習を修了した者が申請できる。

《本学カリキュラムでの取得》

・○で示す科目の履修により、受胎調節実地指導員資格に必要な単位を取得するとともに、助産学実習Ⅰ・Ⅱ(※1)を通じて、2例以上の対象者に家族計画の保健指導を実地することが条件となる。
・専攻科修了時に講習の修了認定証が発行される。資格の取得にあたっては、各自手続きが必要である。